

電気用品安全法の技術基準の解釈 別表第十二に提案する規格の概要

担当小委員会	第32-2小委員会
事務局	一般社団法人 日本電機工業会

<規格情報>

規格番号（発行年）	JIS C 8313（201X）
対応国際規格番号（版）	なし
規格タイトル	配線用つめ付きヒューズ
適用範囲に含まれる主な電気用品名	つめ付きヒューズ
廃止する基準及び有効期間	-

<審議中に問題となったこと>

別表第三が対象とするヒューズと、電気事業法に基づく電気設備の技術基準の解釈の第218条の規定を除く“在来電気設備規定”に対応する従来 JIS が対象とするヒューズとでは、適用範囲が異なっている。そのため、従来 JIS で規定していないが、別表第三で規定している定格・種別・形状などをもつヒューズは、基本的にこの規格に取り込んだ。

一方、従来 JIS で規定がなく、別表第三で規定している安全要求事項については、別表第三の対象になっていないヒューズに対しては、規定が追加されることになるが、基本的に取り入れることとした。

<補足>

在来電気設備規定の基準電線は60 PVC電線であるが、JIS C 60364による電気設備の技術基準の解釈での基準電線は、70 PVC電線となっている。在来電気設備規定のヒューズと JIS C 60364による電気設備に用いる IEC 対応ヒューズとでは、溶断特性が異なり、一本化するのは困難である。

電気用品安全法の技術基準の解釈 別表第十二に提案する規格の概要

< 技術基準省令への整合性 >

技術基準			該当	規格		補足
条	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第二条 第1項	安全原則	電気用品は、通常の使用状態において、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないよう設計されるものとする。	該当 非該当	8.2	8.2 構造 構造は、形状が正しくなければならない。 可溶体とつめとの接続は、確実かつ良好でなければならない。	
第二条 第2項	安全原則	電気用品は、当該電気用品の安全性を確保するために、形状が正しく設計され、組立てが良好で、かつ、動作が円滑であるものとする。	該当 非該当	箇条 8	8 構造，材質及び寸法 構造，材質及び寸法に関する規定全般	
第三条 第1項	安全機能を有する設計等	電気用品は、前条の原則を踏まえ、危険な状態の発生を防止するとともに、発生時における被害を軽減する安全機能を有するよう設計されるものとする。	該当 非該当	7.2 7.3	7.2 協約不溶断特性 7.3 協約溶断特性	
第三条 第2項	安全機能を有する設計等	電気用品は、前項の規定による措置のみによってはその安全性の確保が困難であると認められるときは、当該電気用品の安全性を確保するために必要な情報及び使用上の注意について、当該電気用品又はこれに付属する取扱説明書等への表示又は記載がされるものとする。	該当 非該当	箇条 12	12 表示 つめ付きヒューズは、つめの見やすいところに容易に消えない方法で定格電流を表示し、その包装容器の表面に、次の事項を表示しなければならない。 a) 定格電圧 b) 定格電流 c) 種別 (JIS C 8352 の箇条 5 に規定する A , B 又は C 種)	

電気用品安全法の技術基準の解釈 別表第十二に提案する規格の概要

第四条	供用期間中における安全機能の維持	電気用品は、当該電気用品に通常想定される供用期間中、安全機能が維持される構造であるものとする。	該当 非該当	7.1 7.2 7.3 箇条 8	7.1 温度上昇 7.2 協約不溶断特性 7.3 協約溶断特性 8 構造，材質及び寸法	
第五条	使用者及び使用場所を考慮した安全設計	電気用品は、想定される使用者及び使用される場所を考慮し、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように設計され、及び必要に応じて適切な表示をされているものとする。	該当 非該当	箇条 1 箇条 4	1 適用範囲 この規格は、周波数 50 Hz 又は 60 Hz の交流 250 V 以下の、主として電路の保護に用いる各種の配線用及び類似のつめ付きヒューズについて規定する。 この規格は、在来電気設備規定に対応するヒューズについて規定する。 4 常規使用状態	
第六条	耐熱性等を有する部品及び材料の使用	電気用品には、当該電気用品に通常想定される使用環境に応じた適切な耐熱性、絶縁性等を有する部品及び材料が使用されるものとする。	該当 非該当	8.3	8.3 材質 可溶体の材質は、容易に変質するおそれのないもので、亜鉛、鉛、すず又はこれらを主成分とする合金を標準とする。 つめの材質は、銅とする。	
第七 条 第 1 項	感電に対する保護	電気用品には、使用場所の状況及び電圧に応じ、感電のおそれがないように、次に掲げる措置が講じられるものとする。 一 危険な充電部への人の接触を防ぐとともに、必要に応じて、接近に対しても適切に保護すること。	該当 非該当	-		ヒューズは、盤内又は絶縁ケース内で使用される。
第七 条 第 2 項	感電に対する保護	二 接触電流は、人体に影響を及ぼさないように抑制されていること。	該当 非該当	-		ヒューズは、盤内又は絶縁ケース内で使用される。

電気用品安全法の技術基準の解釈 別表第十二に提案する規格の概要

第八条	絶縁性能の保持	電気用品は、通常の使用状態において受けるおそれがある内外からの作用を考慮し、かつ、使用場所の状況に応じ、絶縁性能が保たれるものとする。	該当 非該当	-		ヒューズは、盤内又は絶縁ケース内で使用される。
第九条	火災の危険源からの保護	電気用品には、発火によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、発火する温度に達しない構造の採用、難燃性の部品及び材料の使用その他の措置が講じられるものとする。	該当 非該当	7.1	7.1 温度上昇	
第十条	火傷の防止	電気用品には、通常の使用状態において、人体に危害を及ぼすおそれがある温度とならないこと、発熱部が容易に露出しないこと等の火傷を防止するための設計その他の措置が講じられるものとする。	該当 非該当	-		ヒューズは、盤内又は絶縁ケース内で使用される。
第十一条第1項	機械的危険源による危害の防止	電気用品には、それ自体が有する不安定性による転倒、可動部又は鋭利な角への接触等によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、適切な設計その他の措置が講じられるものとする。	該当 非該当	8.4	8.4 寸法	寸法・形状が決まっており、鋭利な部分などはない。
第十一条第2項	機械的危険源による危害の防止	2 電気用品には、通常起こり得る外部からの機械的作用によって生じる危険源によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、必要な強度を持つ設計その他の措置が講じられるものとする。	該当 非該当	-		ヒューズは、盤内又は絶縁ケース内で使用される。

電気用品安全法の技術基準の解釈 別表第十二に提案する規格の概要

第十二条	化学的危険源による危害又は損傷の防止	電気用品は、当該電気用品に含まれる化学物質が流出し、又は溶出することにより、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	該当 非該当	-		ヒューズは、盤内又は絶縁ケース内で使用される。また、人が口に含めるような場所では使用されない。
第十三条	電気用品から発せられる電磁波による危害の防止	電気用品は、人体に危害を及ぼすおそれのある電磁波が、外部に発生しないように措置されているものとする。	該当 非該当	-		ヒューズには、一般的に電磁波による危険なし。
第十四条	使用方法を考慮した安全設計	電気用品は、当該電気用品に通常想定される無監視状態での運転においても、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように設計され、及び必要に応じて適切な表示をされているものとする。	該当 非該当	-		ヒューズは部品であり、組み込まれる装置によって使用方法は異なる。
第十五条第1項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、不意な始動によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	該当 非該当	-		ヒューズには、始動・停止はない。
第十五条第2項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、動作が中断し、又は停止したときは、再始動によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	該当 非該当	-		ヒューズには、始動・停止はない。
第十五条第3項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、不意な動作の停止によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	該当 非該当	-		ヒューズには、始動・停止はない。

電気用品安全法の技術基準の解釈 別表第十二に提案する規格の概要

第十六条	保護協調及び組合せ	電気用品は、当該電気用品を接続する配電系統や組み合わせる他の電気用品を考慮し、異常な電流に対する安全装置が確実に作動するよう安全装置の作動特性を設定するとともに、安全装置が作動するまでの間、回路が異常な電流に耐えることができるものとする。	該当 非該当	7.2 7.3	7.2 協約不溶断特性 7.3 協約溶断特性	ヒューズ自体が安全装置
第十七条	電磁的妨害に対する耐性	電気用品は、電氣的、磁氣的又は電磁的妨害により、安全機能に障害が生じることを防止する構造であるものとする。	該当 非該当	-		ヒューズには、一般的に危険な誤動作がない。
第十八条	雑音の強さ	電気用品は、通常の使用状態において、放送受信及び電気通信の機能に障害を及ぼす雑音を発生するおそれがないものとする。	該当 非該当	-		雑音を発生しない機器。
第十九条	表示等（一般）	電気用品は、安全上必要な情報及び使用上の注意（家庭用品品質表示法（昭和三十七年法律第百四号）によるものを除く。）を、見やすい箇所に容易に消えない方法で表示されるものとする。	該当 非該当	箇条 12	12 表示 つめ付きヒューズは、つめの見やすいところに容易に消えない方法で定格電流を表示し、その包装容器の表面に、次の事項を表示しなければならない。 a) 定格電圧 b) 定格電流 c) 種別（JIS C 8352 の箇条 5 に規定する A, B 又は C 種）	

電気用品安全法の技術基準の解釈 別表第十二に提案する規格の概要

<p>第二十条第1項</p>	<p>表示（長期使用製品安全表示制度による表示）</p>	<p>次の各号に掲げる製品の表示は、前条の規定によるほか、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 扇風機及び換気扇（産業用のもの又は電気乾燥機（電熱装置を有する浴室用のものに限り、毛髪乾燥機を除く。）の機能を兼ねる換気扇を除く。）機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。</p> <p>(イ) 製造年</p> <p>(ロ) 設計上の標準使用期間（消費生活用製品安全法（昭和四十八年法律第三十一号）第三十二条の三第一項第一号に規定する設計標準使用期間をいう。以下同じ。）</p> <p>(ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨</p>	<p>該当 非該当</p>		<p>この規格では規定しない。</p>	<p>長期使用製品安全表示制度については、省令で明確に規定されているため、整合規格は不要。</p>
<p>第二十条第2項</p>	<p>表示（長期使用製品安全表示制度による表示）</p>	<p>二 電気冷房機（産業用のものを除く。）機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。</p> <p>(イ) 製造年</p> <p>(ロ) 設計上の標準使用期間</p> <p>(ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨</p>	<p>該当 非該当</p>			

電気用品安全法の技術基準の解釈 別表第十二に提案する規格の概要

<p>第二十条第3項</p>	<p>表示（長期使用製品安全表示制度による表示）</p>	<p>三 電気洗濯機（産業用のもの及び乾燥装置を有するものを除く。）及び電気脱水機（電気洗濯機と一体となっているものに限り、産業用のものを除く。）機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。</p> <p>（イ）製造年</p> <p>（ロ）設計上の標準使用期間</p> <p>（ハ）設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨</p>	<p>該当 非該当</p>			
<p>第二十条第4項</p>	<p>表示（長期使用製品安全表示制度による表示）</p>	<p>四 テレビジョン受信機（ブラウン管のものに限り、産業用のものを除く。）機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。</p> <p>（イ）製造年</p> <p>（ロ）設計上の標準使用期間</p> <p>（ハ）設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨</p>	<p>該当 非該当</p>			